

公立大学法人敦賀市立看護大学ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント委員会規程

令和4年11月25日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第7条第1項の規定により、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）に設置する敦賀市立看護大学ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ファカルティ・ディベロップメント 本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施すること。
- (2) スタッフ・ディベロップメント 本学の教育研究活動等を適切かつ効果的に行うため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前号に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うこと。

(業務)

第3条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関する施策を計画・立案し、教育研究審議会の承認を得て、これを実施する。

- 2 本学の他の委員会等が所掌する本学教職員に対する研修等については、当該委員会等と協力して、これを実施する。

(組織)

第4条 委員会は、理事長が本学の専任教員のうちから指名する委員4人及び本学の事務職員のうちから指名する委員2人で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局教務学生課及び事務局総務企画課において取扱う。

(委任)

第8条 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮った上、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現に敦賀市立看護大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に係属している事項は、委員会が継承する。

2 この規程の施行の後最初に指名される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。